

ドイツにおける法人の人権および結社の自由

永 田 秀 樹

はじめに

本稿は、ドイツにおいて団体と国家あるいは団体と個人との関係がどのようにとらえられているか、憲法解釈論を通じてその特色を明らかにしようとするものである。ただし、素材はドイツのコンメンタールや基本的な教科書から取り出してきてるので、分析が表面的なものにとどまっていることをあらかじめお断りしたい。

よく知られているように、日本国憲法と異なりドイツの基本法には、法人の 人権に関して「基本権は、内国法人に対しても、本質上ihrem Wesen nach適用可能な場合には、その限りでこれを適用する」(19条3項)という明文の規定がある。

日本国憲法には明文の規定がないにもかかわらず、ドイツにならって性質上 可能な場合には法人やその他の団体にも人権規定の適用が認められるというの が判例・通説の立場になっている¹⁾。通説の立場は性質説といってよからうが、 性質説といっても、この性質説は、自然人である外国人の人権のようにできる 限り広範に人権を認めようとする性質説とは異なるをえない。どのような 団体にどのような性質の人権が認められるか²⁾については、さまざまな立場が あり、企業に対して政党への政治献金の自由まで認められるかといった個別問 題については、同じ性質説の立場に立っても意見の分かれるところであり、ハ 幡製鉄事件における最高裁判決³⁾については学説上批判が多い。外国人の人権 における性質説よりも限定性の強い性質説が通説の立場と見るべきだろう。ド

イツでも法人の**人権**を包括的に認めることについては慎重な議論が多い。自然人とのつながりを重視する**人的基盤論**personales Substratをめぐる論争は日本の議論にも参考になると思われる。

本稿の後半部分では基本法9条が規定している結社の自由について紹介する。法人の**人権**を論ずる際には、法人と国家権力との関係だけでなく法人内部の問題、すなわち団体を構成している各人の**自由**と団体との関係も論じざるをえない。日本でも、南九州税理士会事件⁴⁾以後法人対構成員の関係はどうとらえるかはますます重要なテーマとなっている。日本ではこの問題は、法人の**人権論**のサブテーマとしてあるいは個人の思想良心の**自由**の私人間効力の問題としてとらえられがちであるが、ドイツでは結社の**自由**の問題として現れる。そこで後半は、結社の**自由**の側面からこの問題を検討することにしたい。

1 法人の概念

(1) 法律上の概念と基本法上の概念

ドイツでも法人に**人権**が付与されるべきかということが問題となる場合の「法人」とは、狭い意味での法人に限らず、自然人と対比される場合の広義の法人とされている。そこでは、団体Vereinや組織Organisationの**基本権資格**が問題となるので、基本法19条3項の「法人juristische Person」は、民法などの法律上の法人概念よりも広いと理解されている。すなわち団体一般が対象とされる。

ドイツで法律上の「法人」とは、私法または公法が、法人格および権利能力すなわち権利義務の担い手たる能力を認めた集団および組織（私法人あるいは公法人という形をとる）である。私法人juristische Person des Privatrechtsには、権利能力のある社団、有限会社、株式会社、合資会社、協同組合、相互保険会社、権利能力のある財団が含まれる。最後に挙げた権利能力のある財団については、のちに述べるように**人的基盤**を欠くことを理由にこれを含めない立場も

ある。政党や労働組合は権利能力なき社団nichtrechtsfähiger Vereinとして組織されているが、民事訴訟上の当事者能力が認められている。権利能力については、経営協議会のように経営組織法という特殊な領域においてのみいわゆる部分的な権利能力が認められている団体もある。

ドイツでは、基本権侵害を理由とする法的救済においては、憲法訴願Verfassungsbeschwerdeを提起することができるかどうかが重要なので、基本権資格の有無問題は憲法訴願提起資格⁵⁾の有無の問題と直結している。上に述べた法律上の法人および権利能力なき社団はすべて憲法訴願の提起資格（原告適格）を有する。

公法人juristische Person des öffentlichen Rechtsには、連邦、州、市町村のほか 教会、放送局、大学、プロシア文化財財団が含まれるとされている。日本の場合、公法人とは、公権力の行使を目的とした国、地方公共団体のほか、特定の行政目的のために設立されるものをいい、公団や公庫なども含まれる。しかし、設立形態の違いがあるとはいえ、教会や放送局までは含まれない。この点で公法人の中に教会や放送局まで含むドイツの概念の方が広いといえる。大学についてドイツでは、公法人としての権利能力を認め、のちに述べるように、学部についても部分的な権利能力を認めている。日本の国立大学は、2004年以降、国から切り離されて国の一部（機関）だったものが独立した法人となることが決まっている。そうなるとドイツと同様、公法人ということになるが、いままで潜在的に肯定されていたと思われる大学の人権享有主体性（学問の自由の担い手たりうるか等）についても改めて問われることになろう。

（2）外国法人

基本法19条3項は「内国法人」について規定するのみで外国法人については沈黙している。これについて互恵待遇を原則とするのが制憲者の意思であったとされている。しかし、連邦憲法裁判所は、手続的基本権（101条1項2段

および103条1項)については互恵待遇と関係なく一般的に外国法人にも認めている⁶⁾。

(3)「本質上適用可能」性の要件と人的基盤論

何が「本質上適用可能」かは解釈上の大問題であるが、これは、法人の特有の性質から導き出されると考えられている。たとえば、株式会社や有限会社については、経済的活動、職業の自由、財産権などを保障した12条および14条1項1段が適用される。しかし、経済的自由に限らず、自己の名称、言葉、肖像の権利や情報の自己決定権などいくつかの場面では2条1項を根拠にして一般的な人格権もこれらの会社に保障されることが承認されている⁷⁾。これは、企業活動において商標権等の知的財産権の保障が重要になっているということを考えてみれば納得できることである。

法人と権利の結びつきがさらに希薄であるにもかかわらず、「本質上適用可能」だとされた事例には、バーデン教会税法事件⁸⁾がある。ある合名会社がバーデンの教会税法によって教会税を課せられたことに対して4条1項(宗教の自由)違反を理由に憲法訴願を提起した。連邦憲法裁判所は、憲法訴願が適法であるとしただけでなく、請求を認容し、合名会社に教会税を課すことを認める州法の違憲無効を宣告した。バーデン州が一般市民だけでなく会社からも教会税を取ろうとしたことが裁判所からとがめられたわけである。さすがに判決は、合名会社に信教の自由が保障されているとまでは述べていないが、2条1項(人格権)と3条1項(平等権)違反にあたるとしており、その限りで法人の人権が認められたことになる。しかし、これは極端な事例であり、ドイツでは八幡製鉄事件のような例は存在しない。

法人の性格を問わず自然人にしか認められない人権というのも存在する。それらについては、どのような性格の法人であっても一般的に認められない。このような人権としては、1条1項の人間の尊厳や2条2項の生命や身体に対する権利が挙げられる。結婚や子どもを作る自由など家族に関する権利も対象

外である。

連邦憲法裁判所は、「本質上適用可能」性の要件として社会保険保険者事件⁹⁾において「人的基盤の要件Erfordernis eines personalen Substrats」説を展開した。それは「基本権の価値体系は自然人としての1人ひとりの人間の尊厳と自由から出発している。基本権の第一義的意義は、各人の自由領域を国家権力の介入から守り、その限りで共同体において各人が自由で能動的な協力と協同形成を行うための条件を確保することにある。19条3項もこの考え方を中心にして解釈し適用されなければならない。法人を基本権の保護領域に組み入れることが正当化できるのは、その形成と活動が自然人の自由な発展の表出である場合のみであり、とくに法人の背後にいる自然人に『浸透すること Durchgriff』が有意義で必要があると思われる場合である¹⁰⁾」というものであった。これは、デューリッヒの個人主義的基本権理解を基礎にした浸透理論¹¹⁾ Durchgriffstheseに基づくものである。自然人との密接な関係を要求する立場である。しかし、他方で、財団については、人的基盤を欠くと思われるにもかかわらず連邦憲法裁判所は基本権享有主体性を認めており¹²⁾、理論的な一貫性を欠いている。連邦憲法裁判所の人的基盤論に対しては、19条3項は法人に対して独自の基本権資格を付与しており、法人の背後にいる自然人の権利保護に還元することは許されないと批判する学説が多い¹³⁾。法人の状態が、自由を脅かす国家に対して基本権の保護を享受している自然人のそれに比肩しうるかどうかといった「基本権を典型的に脅かす状態grundrechtstypische Gefährdungslage¹⁴⁾」の存否が重要であるというものである。連邦憲法裁判所自身も「基本権を典型的に脅かす状態」の概念を採用したこともあるが、人的な基盤を欠くときには、基本権を典型的に脅かす状態は全く問題にならないとしている¹⁵⁾。

（4）公法人の人権享有主体性

先に述べた人的基盤論に根拠を有するが、連邦憲法裁判所は、私法人と異なり、公法人については原則として基本権の適用がないことを確認している。な

せならば、公法人の背後には自然人は存在せず、常に国家が存在するだけであるからであり、「公法人に対して基本権の権利能力を承認すると、國家の課題遂行のための有意義な秩序ならびに國家組織を絶えざる経済的・社会的文化的発展の必要に合わせて変えていくことが著しく困難となる¹⁶⁾」からである。したがって、市町村は財産権侵害など基本権侵害を理由に訴訟を提起することはできないとの判断を示している¹⁷⁾。連邦憲法裁判所は、私法人であっても公権力の担い手の監督下にあるときには、基本権の保護が与えられないとしている。ただし、ドイツにおいて基本権類似の権利とされている裁判を受ける権利なし手続的権利（基本法101条1項2段および103条1項）については、一般的な地域健康保険組合¹⁸⁾、保険医師団体¹⁹⁾、公法人の貯蓄銀行²⁰⁾のような公法人についてもその権利資格を認めている。

公法人の背後には自然人が存在せず国家のみがあるという理論からすれば、公法人に関してよほど例外的な場合でなければ人権享有主体性が認められないようにも思えるが、実際には必ずしもそうではなく、「本質上適用可能な権利」として連邦憲法裁判所が認めた事例がある。大学および学部に関して学問の自由が、公法上の放送局に関して放送の自由²¹⁾が認められている。国家権力との関係において独立性が保障されなければならないことが配慮されてのことである。

連邦憲法裁判所は、学問の自由に関する裁判で「たしかに、通常、国家も国家の制度Einrichtungenも、それが同時に基本権の担い手でありかつ名宛人であることはありえないということからする限り、主觀的公権たる基本権を請求することはできない。しかし、この原則は、国家の制度が国家から独立した分野において基本権を防御しようとする場合には妥当しない。そのことは、とくに、国家によって設置され運営されてはいるが学問、研究、学説において自由であるところのドイツの大学において当てはまる。したがって、大学も学部も一般的あるいは個別の権利能力の有無にかかわらず、憲法訴願訴訟において自己の基本権を主張する機会が与えられなければならない²²⁾」と述べている。放

送局についても同じことがいえるが、ただし、選挙放送の時間配分のありかたをめぐる裁判で、連邦憲法裁判所は、市民との関係では放送局が人権上の義務を負う立場に立ちうることも指摘している²³⁾。

また宗教団体に関しては、生命や身体に対する権利等を除き、包括的に基本権資格が認められている。それはドイツにおける教会の特別の地位に由来する。ただし、教会が教会税を徴収する場合は権力行使の主体であり、国家同様、基本権によって拘束される。ドイツの学説は、私法人と公法人の区別を絶対視することなくどちらかといえば公法人への拡大に対して積極的であるといえる。これについては19条3項が私法人・公法人を区別していないという実定法上の根柢もある。判例もこれに呼応して、自然人とのつながりを重視する古典的な考え方から脱却して法人の権利主体性を広く認める方向に進んでいるということができる。ただし、あくまでもその法人の担っている機能との関係で認められるということであり、法人の性格と無関係に包括的な権利能力が認められているわけではない。このように、ドイツにおいては、明文の規定の存在にもかかわらず、教会を除いて法人の包括的人権享有能力は認められていない。むしろ日本よりも慎重であると評価することができるだろう。

2 一般的結社の自由

(1) 結社の概念

次に、結社の自由に関する解釈論を検討することでドイツの団体概念の特徴を明らかにしてみたい。はじめに、結社の自由について規定している基本法の条文を掲げる。紛らわしい用語が複数使用されているので、正確に理解するためには日独の用語の対比が必要になる。ここでは煩わしさをいとわず、日本語訳、ドイツ語原文両方の条文を載せることにする。本稿での訳語は、文脈によって訳語を変えていることもあり、必ずしも1対1の対応を厳格に守っているわけではないことをおことわりしておく。

基本法 9 条〔結社の自由〕

すべてのドイツ人は、団体および組合を結成する権利を有する。目的または活動において刑法律に違反している結社、または憲法的秩序もしくは国際協調の思想に反する結社は、禁止される。労働条件および経済条件の維持および改善のために団体を結成する権利は、何人に対しても、またいかなる職業に対しても、保障する。この権利を制限し、または妨害しようとする取り決めは、無効であり、これを目的とする措置は、違法である。第1段の意味における団体が、労働条件および経済条件を維持し改善するために行う労働争議に対しては、第12a条、第35条第2項および第3項、第87a条第4項および第91条による措置をとることは許されない。

Artikel 9 - Vereinigungsfreiheit

Alle Deutschen haben das Recht, Vereine und Gesellschaften zu bilden.

Vereinigungen, deren Zwecke oder deren Tätigkeit den Strafgesetzen zuwiderlaufen oder die sich gegen die verfassungsmäßige Ordnung oder gegen den Gedanken der Völkerverständigung richten, sind verboten.

Das Recht, zur Wahrung und Förderung der Arbeits- und Wirtschaftsbedingungen Vereinigungen zu bilden, ist für jedermann und für alle Berufe gewährleistet. Abreden, die dieses Recht einschränken oder zu behindern suchen, sind nichtig, hierauf gerichtete Maßnahmen sind rechtswidrig. Maßnahmen nach den Artikeln 12 a, 35 Abs. 2 und 3, Artikel 87 a Abs. 4 und Artikel 91 dürfen sich nicht gegen Arbeitskämpfe richten, die zur Wahrung und Förderung der Arbeits- und Wirtschaftsbedingungen von

Vereinigungen im Sinne des Satzes 1 geführt werden.

実定憲法上の規定は以上のようなであるが、次にドイツ語のVereinigung, Verein, Gesellschaft, Koalitionという4つの概念についてその異同を説明する。Vereinigungはふつう結社と訳される。包括的な概念でありすべての団体を含む。英語ではorganisation, association, federationに相当する。VereinigungはVereinと異なり団体を結成することあるいは結成された団体という動詞的な意味合いが含まれる。次にVereinはVereinigungとほぼ同義でVereinigung同様、広く団体、社団を意味する。日本語では団体あるいは社団と訳されることが多い。英語ではsociety, clubあるいはassociationに相当する。しかし、ドイツのVereinsgesetzは通常、団体法ではなく結社法と訳される。Gesellschaftは民法上の組合あるいは有限会社GmbH等の会社を意味し、英語ではsociety、フランス語ではsociétéを意味する。Koalition団結〔体〕は9条3項の結社Vereinigungを指す講学上の概念として用いられる。労働組合Gewerkschaftだけでなく使用者団体Arbeitgeberverbandも含む概念である。英語のcoalitionと同義で、政治学では与党連合の意味でよく使われる。

基本法の結社の自由はいわゆる団結権を含んでおり、ここにドイツの特徴があるが、1項、2項の一般的な結社の自由と3項の団結権とは歴史的由来と規範構造を異にすることはドイツでも自覚されている。条文順の解説書であるコンメンタールでは一括して解説されることになるが、教科書では、章を組み直して論じているものもある。シュタインの教科書は、前者は「民主的基本権」に属するとして、集会の自由や政党の自由などと並べて論じているのに対して、後者は「経済的基本権」に属するとして²⁴⁾前者と切り離して経済的自由の章で解説している。

(2) 結社の要件

憲法を具体化した法律として結社法Vereinsgesetzが存在する。そして結社法

1条1項²⁵⁾の定義が憲法の解釈においても参考にされる。すなわち「この連邦法律の意味における結社Vereinとは、少なくとも2人以上が一定の共通の理念的目的の追求のために、自由意思で、長期間、規約に基づいて組織された団体結成Zusammenschlußである」という規定である。従来は「この法律の意味における結社とは法形式のいかんを問わず、複数の自然人または法人が長期間、共通の目的のもとに自由意思によって結成した結社Vereinigungで、成員が組織化された意思形成に服しているものである」(旧法2条1項)であった。結社を作り立てる要件についての変更はない。憲法の「結社」の概念は技術的なものではなく、できるだけ広範な団体に結社の自由を認めようとするもので「緩やかな結びつきをもつ市民運動から高度な結束力を持つ前衛部隊まで、団体のすべてのスペクトル²⁶⁾」を含んでいるとされる。

政党も当然この中には含まれると考えられるが、政党は21条の保障を受けるので別扱いすべきだとする見解²⁷⁾もある。宗教団体も基本法140条²⁸⁾およびワイマール憲法137条5項²⁹⁾によってワイマール時代以来の特別の地位を認められており、一般的の結社とは異なる法的扱いや保護を受けている。

自由意思の要件で問題となるのは、強制的加入団体の扱いである。強制的加入団体および国家高権すなわち国家に留保されている特権に基づいて設立される公法上の団体結成は、9条1項の基本権保護の対象とはならないとされる。

共通の目的という場合、政治的理念に限らずスポーツ、芸術、福祉、社交など何に関係するものであってもよい。この目的は、成員間で主目的において合意があればよく、副次的な目的に関して成員間の意見の相違があっても、そのことが理由となって結社の自由が保護されないということはない。

経済的な利益を追求する株式会社等も9条1項の保護を受けるとするのが通説である。連邦憲法裁判所は、共同決定判決³⁰⁾で「9条1項の保護・内容が大規模な資本制会社Kapitalgesellschaft〔株式会社や有限会社〕にも認められるかどうかについては疑わしく思われる余地がある。資本制会社においては、

結社の自由という基本権が歴史的にもかつ今日においても第1に保護しようとするタイプの結社と異なり、人的要素personales Elementが無意味なまでに後退している。会社が推進する企業は、会社の構成員も非構成員も包括し、両者相まって初めて会社の目的達成が保障されるようになっている。とりわけこの疑惑は持ち株所有者としての法人の場合に生じる³¹⁾」と判示して会社に結社の自由を認めることに対して懐疑的な態度を明らかにした。連邦憲法裁判所が人的要素という観点から企業の結社性を否定的に見ていることが分かる。シャタインは、この判決に依拠しながらさらに明確に否定説の立場に立って以下のような議論を展開する。

「株式を購入する者は、通常、最大利益をもたらす資本の投入にのみ関心があり、他の株主との協働に関心はない。したがって、ここでは個人的要素が背後に退くので人間の活動としての協力についてはもはや語りえない。」³²⁾ただし一切認めないかというとそうでもなく「資本制会社でも、株主の人的関与が顕著である場合は9条1項の結社概念が当てはまる。つまり、人的要素の比重が決定的である。」と述べて場合によっては結社性を認める。しかしこれは例外的な場合に限られよう。

組織としての永続性および確定性という要件からして集会は保護の対象とならない。集会の自由については憲法8条³³⁾という別の条文で保障されている。9条1項で保護される結社には、商事会社だけでなく、コンツェルン、持株会社も含まれるとされている。1人の有限会社や財団は結社ではない。というのは、それは人的な結合に基づいていないからである。1で述べたように、財団は法人としては認められているが結社の自由についての保護は受けないわけである。価格協定等を行うカルテルは、未だ結社ではあるとは考えられない。組織的な結合を欠いているからである。

(3) 個人的自由の内容

結社の自由には個々人の自由と集団としての結社体の自由の両方から成り立

っている。個々人の自由に関しては 積極的結社の自由と 消極的結社の自由の 2 つに側面から論じることができる。

積極的自由としては、団体を設立する権利（結社の設立時期、目的、法形式、名称、規約、所在地についての決定）や既存の組織への参加、団体内部での活動などがある。私法上の結社に自己の意思で残留する権利³⁴⁾も積極的な自由に含まれる。

消極的な結社の自由としては結社からの脱退の権利が挙げられる。私的な結社からの脱退については異論がないが、公法上の義務的な結社、たとえば弁護士会、医師会、工業会議所、商業会議所に参加しない権利が結社の自由に含まれるかどうかについては争いがある。連邦憲法裁判所は、この権利について、9条1項の保護領域には関係しない、すなわち9条1項は私的結社だけを対象としているとみなし、公法上の結社への強制加入の許容性をもっぱら基本法2条1項（人格の自由な発展を求める権利、これは日本の幸福追求権に相当する）によって審査した。そして公法上の団体が加入強制を行うことは認められるが、2条1項の憲法的秩序の枠内においてであり、公法上の団体がその任務領域を逸脱することは許されないという判断を示した³⁵⁾。

近時、学説においては公法上の結社にも消極的自由を認める説が有力になっている。そもそも、国家の強制からの防御というこの権利の古典的で歴史的な機能を考えるならば、一般的な結社の自由はツンフトなどの高権的な強制的加入に対して向けられていたということができる。もしも、9条1項が結社強制から保護するものであるならば、私人が私法上の結社に対して防衛するか、公法上の結社に対して防衛するか、両者の間に理論上の区別はないということになる。そこから、消極的な結社の自由は、国家が各人を公法上の結社に参加したり離脱しないことを強制することからの保護の根拠ともなるということが主張されているのである³⁶⁾。

(4) 集団的自由の内容

日本では結社の自由には各構成員1人ひとりの自由だけでなく、結社それ自体の権利も含まれているとされる。すなわち「団体が団体としての意思を形成し、その意思実現のための諸活動について、公権力の干渉を受けないこと」³⁷⁾が保障されていると考えられている。これは、21条に直接根拠を有していると考えられるが、ドイツにおいては、個人的な結社の自由と集団的な結社の自由というこの「二重の基本権」を認めることについては、古くから争いがある。すなわち、結社がどの程度の基本権資格を有するかという問題は19条3項から導かれ、それによって確定されるべき問題であって、「二重の基本権」は認められないという議論があるのである。しかし、判例は集団的自由権を認めており、それがあつて初めて自由が完全なものになるという立場をとっている。とはいえ、集団的な結社の自由が対外的にどこまで及ぶか、また、それがあらゆる団体の活動を保護しているかどうかについては、明確でない。少なくとも、9条1項が、同様の活動を行っている個人以上に団体の活動を保護しないことは確認されている。

初期の判例³⁸⁾では、連邦憲法裁判所は組織の「成立と存続に対する権利」が結社自体にあると述べるにとどまっていたが、共同決定判決では、「自らの組織、意思形成の手続、その事務の遂行についての自己決定³⁹⁾」が含まれるとして拡大する方向を示した。しかし、その後の判例でも一般的結社については「団体の存続と団体の活動の核心領域⁴⁰⁾」のみを保護するという見解を繰り返している。その中にはすでに述べたように、自己の呼称や活動上有効な自己表示が含まれる。しかし、日本の憲法論から見た場合、これらは法人の名誉権ないし人格権というべき程度のものであり、政治的権利は含まれていない。

3 団結の自由

(1) 団結の自由の概念

すでに述べたように、団結の自由 Koalitionsfreiheit は一般的結社の自由とは一応区別される。これについては本特集の倉田論文が専門的な立場から論じている。重複を避けるためここでは簡潔な説明にとどめたい。団結の自由は労働運動の中から労働者の権利として主張してきたものであり、それが使用者にも拡大されることによって、今日のドイツの団結の概念が形成された⁴¹⁾。ここでの Koalition は団結の結果作られた組織を指す。したがって団結体と訳した方が分かりやすいかもしれない。団結には 3 条件が必要とされる。団結〔体〕は、少なくとも内部に敵がないこと、構成員が労働者または使用者のいずれかのみで占められていること、敵から独立していること、すなわち対立する陣営に対して経済的に自立していること、および企業を超越していることである⁴²⁾。団結〔体〕の例としては、労働者と使用者の職能団体（労働組合と使用者団体）ならびにドイツ労働組合同盟の最高組織およびドイツ使用者団体が挙げられる。個々の団体は通常、産業別団体原理にしたがって組織される。すなわち特定の経済分野や営業分野の中でのみ活動する（金属産業組合、鉱業産業組合等）。しかし、ホワイトカラーを中心に組織されるドイツ職員労働組合（DAG）のように職業グループによって形成される団体を組織することも許される。

(2) 個人的自由の内容

労働組合についていえば、団結権はあらゆる職業の労働者に対して認められる。民間の労働者だけでなく、官吏（官吏法大綱法 57 条⁴³⁾）や裁判官（ドイツ裁判官法 46 条）、兵士（軍人法 6 条 1 段）に対しても認められる。一般的結社の場合と同様に積極的団結の自由（組合の結成、参加、残留、組織内の活動など）だけでなく、消極的団結の自由も認められる。すなわち組合から脱退する権利やいかなる組織にも加わらない自由も保障される⁴⁴⁾。

(3) 集団的自由の内容

日本の場合、団結権の中に労働組合自体の権利、とりわけ組織上の強制的な権利（団結強制）を認める立場がふつうであるが、ドイツの場合は一般的結社（9条1項）の場合と同様に、9条3項が保障する労働組合の集団的自由権についても、19条3項論からくるいわゆる二重の権利問題を生じさせるため、独自の強力な権利は認められてこなかった。しかしながら、9条3項3段が「労働争議」という文言により、他の結社と明らかに異なる特有の集団的自由の活動を明示していることも考慮しなければならない。学説はこの点を強調している。連邦憲法裁判所は9条3項においても、活動の自由は組織維持のための「核心領域」に限定されるという立場を長らくとってきたが、1995年11月14日の判決⁴⁵⁾で保障範囲は核心領域に限らないとして保護領域を拡大し、実質的に判例を変更した。

集団的自由として認められる活動には、労働協約の締結、団結のための宣伝、構成員の相談、裁判の代行、経営の共同決定への参加、労働争議のための措置などがある⁴⁶⁾。ストライキを行っている事業所に官吏を出動させることは許されない⁴⁷⁾。ドイツでも通説・判例は、労働・経済条件の促進・維持との関係性ということから、直接、協約当事者に向けられていない政治スト、連帯スト、同情ストおよび労働組合によって指導されていない山猫ストは9条3項によって保護されていないとみなしている。

使用者側の労働争議の手段は、ロックアウト（作業所閉鎖）であるが、少なくとも、一時的で防御的なロックアウトは団結体特有のものであり、憲法上保護されるとみなされている⁴⁸⁾。

むすび

以上をまとめるとつきのようになろう。ドイツでは19条3項という法人の人権を認める明文規定があるにも関わらず、法人・団体に対して包括的な人権

を承認する学説は存在しない。「本質上適用可能な場合に、その限りでこれを適用する」という要件は、厳格に理解されており、人的基盤論に見られるように、自然人との密接な関係を重視したり、自然人との対比において自然人の人権侵害に匹敵しうるような国家の脅威がなければ法人の人権侵害の成立を認めないという考え方も根強く残っている。

企業については、株式会社等が19条3項の対象となる法人であることについては一般的に認められており、経済的自由や一部の人格権の享有主体であることが承認されている。

しかし、その人的な結合が希薄であることや目的がもっぱら営利であるということを理由として、9条1項の結社性については否定する見解も存在する。

また9条1項の結社の自由のうちの集団的自由については、二重の権利性の問題があるとして限定的な範囲でしか権利を承認されてこなかった。すなわち、企業を含む一般的の結社については「団体の存続と団体の活動の核心領域」のみが保障の対象とされている。ただし、労働組合が関係する9条3項の集団的自由については、近時、連邦憲法裁判所の判例において核心領域が見直され、拡大される方向にある。

注

1) 芦部信喜『憲法〔第三版〕』(岩波書店、2002年)87頁、伊藤正己『憲法〔第三版〕』(弘文堂、1995年)200頁以下。

2) 筆者は性質説に立ちつつ、日本国憲法の場合、次のような団体に次のような権利を認めるのが自然であろうと考えている。これから外れる不自然な組み合わせについては、その可能性、許容性について個別に検討する必要がある。

宗教団体 信教の自由（布教活動の自由）

報道機関 報道の自由、取材の自由

大学 学問の自由、研究の自由

政党 結社の自由、政治活動の自由

企業 経済的自由

労働組合 団結権、団体行動の自由

3) 最大判1970・6・24民集二四・六・六二五。

4) 最三判1996・3・19民集五〇・三・六一五。

- 5) 憲法訴願提起資格は基本法93条 1 項 4 a号に「何人も、公権力によって自己の基本権または第20条 4 項、第33条、第38条、第101条、第103条および第104条に含まれる自己の権利を侵害されたとの主張によって提起することができる憲法訴願」と規定されているが、ここでの「何人」概念に「法人」が含まれるということを意味する。法律上の法人でなくとも基本権資格が認められるとはいえ、どのような人の集まりでも認められるわけではない。食事会や弦楽四重奏団のような単なる個人の集合体Personenmehrheitには19条 3 項の適用外とされている（ピエロート／シュリンク（永田秀樹ほか訳）『現代ドイツ基本権』〔法律文化社、2001年〕53頁。）
- 6) BVerfGE21,362/373.
- 7) BVerwGE 82,76/78.
- 8) BVerfGE19,206.
- 9) NATO駐留軍による交通事故に対する支払いに関する争いを契機とする憲法訴願訴訟であるが、被保険者（保険金の受給者）ではなく、保険者たるノルトライン・ヴェストファーレン州の州保険協会が支払い義務に関わって自己の権利侵害を主張した。保険者は、市町村の自治権に関する憲法訴願に類似するものとして自己の権利を正当化しようとしたが、連邦憲法裁判所によって不適法として却下された（BVerfGE 21, 362）。
- 連邦憲法裁判所の判決骨子は「1 公法人が公的任務を遂行する限りにおいて基本権は公法人に妥当しない。その限りで憲法訴願による法的救済も公法人には与えられない。2 年金保険者に対してライヒ保険令1952条による支払いの調整を認めなかつた民事判決は、公的任務の担い手としての年金保険者に係るものであり、したがつてこの民事判決を憲法訴願によって争うことはできない」となっている。事件について詳しくは、芹澤斎「公法上の法人の基本権能力」ドイツ憲法判例研究会『ドイツの憲法判例』（信山社、1996年）272頁以下および『ドイツの憲法判例（第2版）』（信山社、2003年）335頁以下を参照。
- 10) BVerfGE 21, 362/369.
- 11) Maunz/Dürig, Grundgesetz. Kommentar, 5 Bande, Art.19 Abs. Rn1.
- 12) BVerfGE 46,73/83.制憲者意思が認める趣旨であったからというのが理由とされている。
- 13) ピエロート／シュリンク（注5）54頁。
- 14) Mangoldt/Klein/starck, Das Bonner Grundgesetz, 4.Aufl., Art.19 Abs.3 Rn230ff.
- 15) BVerfGE 45,63/79.
- 16) BVerfGE 21,362/369.
- 17) BVerfGE 61,82.ただし自治権侵害に対する憲法訴願は可能であり、これについては基本法で94条 1 項 4 b 号で規定されている。
- 18) BVerfGE 39,302/312.
- 19) BVerfGE 62,354/369.
- 20) BVerfGE 75,192/200.

- 21) BVerfGE 59,231/255.
- 22) BVerfGE 15,256/262.
- 23) BVefGE 14,121/130f.
- 24) Stein/Frank, Staatsrecht, 17Aufl., 2000, S.323.
- 25) 結社法は、従来 2 条 1 項に定義規定をおいていたが、ユーロ導入を契機とする2002 年の全面改正で 1 条 1 項に定義規定の場所が移動した。
- 26) Rinken, Alternativkommentare, 3Aufl., 2001, Art. 9 Abs. 1 Rn 46.
- 27) コンラート・ヘッセ（阿部照哉ほか訳）『西ドイツ憲法綱要』（日本評論社、1983年）206頁。ヘッセの見解は、9条一般的の適用の排除というよりも、9条 2 項の制限条項が政党には適用されず、政党は政党特権によって保護されることを強調する趣旨であると思われる。
- 28) 「1919年 8月11日のドイツ国憲法（ワイマール憲法）第136条、第137条、第138条、第139条および第141条の規定は、この基本法の構成部分とする。」
- 29) 「宗教団体は、それが従前、公法上の法人であったならば、今後もその地位を保持する。その他の宗教団体は、組織および構成員数により団体の持続性が保障されるならば、申請に基づいて、同様の権利を認められる。複数の公法上の宗教団体が結合する場合は、結合によってできた団体も公法人となる。」
- 30) BVerfGE 50,290. 共同決定判決の全体については、栗城壽夫「所有権等の規制と立法者の予測」ドイツ憲法判例研究会（注 9）245頁以下および『ドイツの憲法判例（第 2 版）』302頁以下参照。
- 31) BVerfGE 50,290/355f.
- 32) Stein/Frank (Anm.24) S.323.
- 33) 「すべてのドイツ人は、届出または許可なしに、平穏かつ武器を持たないで集会する権利を有する。
屋外の集会については、法律によって、または法律の根拠に基づいて、これを制限することができる。」
- 34) BVerfGE 10, 89/102. これはノルトライン・ヴェストファーレン州が水利規制のために州法により「大エルフト組合」という公法上の団体を設立して、関係組織・団体の強制加入を図ろうとしたところ、その対象となった採炭会社が、根拠たる州法が結社の自由侵害等により違憲だとして憲法訴願を提起したものである。結社の自由に関する代表的な判例である。これについて詳しくは國分典子「エルフト組合事件」ドイツ憲法判例研究会（注 9）207頁以下および『ドイツの憲法判例（第 2 版）』256頁以下を参照。
- 35) BVerfGE 78, 320/330f.
- 36) ピエロート / シュリンク（注 5）264頁。
- 37) 野中俊彦ほか『憲法（第 3 版）』（有斐閣、2001年）342頁。
- 38) BVerfGE 13,174/175.
- 39) BVerfGE 50,290/354.

- 40) BVerfGE 80,244/253.
- 41) Stein/Frank (Anm.24) S.363.
- 42) 共同決定判決、BVerfGE 50, 290/368.
- 43) 「官吏は、労働組合または職業団体を結成する権利を有する。官吏は、法律が別段のことを定めない限り、労働組合または職業団体に代表権を委任することができる。官吏は、労働組合または職業団体のために活動したことを理由として処分または不利益扱いをされてはならない。」
- 44) BVerfGE 64,208/213.
- 45) BVerfGE 93,352/358ff. 判決骨子は「9条3項の保護は団結体〔=労働組合〕の維持と存続確保のために不可欠な活動に制限されるものではなく、団結に特有のあらゆるやり方の行動態度を含む。その中には団結体と構成員による構成員拡大運動が含まれる」というものである。本特集の倉田論文も参照。
- 46) ピエロート／シュリンク（注5）267頁。
- 47) BVerfGE 88,103.
- 48) BVerfGE 84, 212/225.

